

Tax

Issue P257/2017 – 2017年2月23日

日本語翻訳版

Tax Analysis

PPP プロジェクトの資産証券化に関する税務問題の概要分析

国家發展改革委員と中国証券監督管理委員会が 2016 年 12 月に共同で《従来型インフラ分野の官民連携（Public-Private Partnership、PPP と略称）プロジェクトの資産証券化の推進に関する通知》（發改投資[2016]2698 号）を公布し、資産証券化を通じて健全な退出メカニズムを構築することによって、民間出資者の PPP プロジェクトへの積極的な参加を強めることを推奨している。本 Tax Analysis では、PPP プロジェクトの資産証券化に関わる若干の税務問題について、概要の整理と分析を行う。

PPP プロジェクト資産証券化の手段

資産証券化とは一般的に、原資産が生むキャッシュ・フローを支払いの裏付けとし、ストラクチャードファイナンスによる信用補完を経て、資産管理者が投資家に資産支持証券を発行する行為を指す。PPP プロジェクトの資産証券化における原資産は、その名の示すとおり、PPP プロジェクトと密接に関係している。

PPP プロジェクトの資産証券化は、一般的に原資産の性質により 2 つのスキームが存在する

- **スキーム 1**：プロジェクト会社がインフラの収益権や未収金などの財産権を原資産として証券化を行う場合

上述した原資産の生むキャッシュ・フローは主に 3 種に分けられる
1) 利用者が支払う料金（例えば、給水プロジェクトにおいて利用者の支払う水道料金、高速道路プロジェクトにおいて通行車両に請求する通行料金など）、2) 政府負担費用（例えば、汚水処理プロジェクトにおいて、政府が支払う汚水処理費）、3) 事業収益補助（例えば、都市部地下パイプラインプロジェクトにおいて、投資回収が利用料金収益だけでは賄えない場合、政府がその差額を補填する事業サービス費）。

- **スキーム 2**：民間出資者が自身の保有する PPP プロジェクトに関する

Authors:

Hong Kong

Sam Li

Partner

Tel: +852 2238 7881

Email: samxhli@deloitte.com.hk

Beijing

Natalie Yu

Partner

Tel: +86 10 8520 7567

Email: natyu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Eric Lin

Senior manager

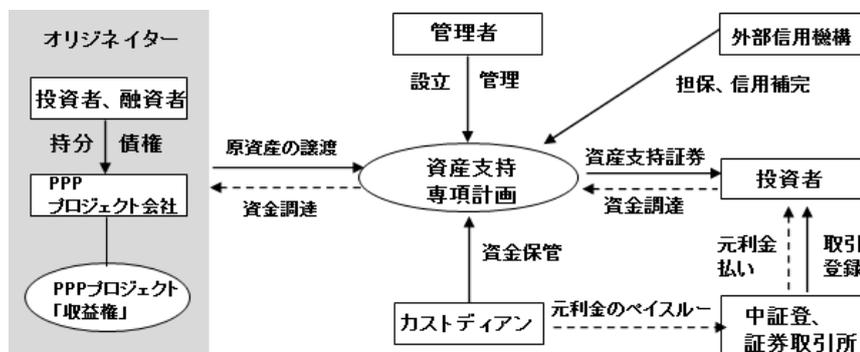
Tel: +86 755 3353 8123

Email: erilin@deloitte.com.cn

財産権を原資産として証券化を行う場合

上述の財産権は通常、投資と融資を行うプロジェクト主体が具体的な需要に基づき設定した証券化の対象であり、典型的な例として、民間出資者（建設業者、基金）が保有するプロジェクト会社の持分、融資者（銀行或いはその他の金融機関）が保有するプロジェクト会社の債権などが挙げられるが、最終的にキャッシュ・フローを生むのは、やはり利用者が支払う料金、政府の負担費用及び事業収益補助である。

PPP プロジェクトの資産証券化における典型的なスキームは下記の通りである。



PPP プロジェクトの資産証券化でよく見られる税務問題

総じて言えば、資産証券化を対象とする税務面での規範化文書は、現状では財政部と国家税務総局が 2006 年に公布した財税[2006]5 号通達が参考とできるのみで非常に少ない。また当該文書は増値税改革の前に公布され、且つ主に貸付資産の証券化を対象とするものであるため、増値税体系における PPP プロジェクトの資産証券化へ適用するには、まだ多くの問題が存在する。以下では、スキーム 1 を例として、PPP プロジェクトの資産証券化の各段階においてよく見られる税務問題について概要の検討を行う。

1. 資産支持専門計画の設立段階

プロジェクト会社がインフラの収益権、未収金などの財産権を原資産として資産支持専門計画を立ち上げ、資産支持証券或いは手形を発行するにあたり最初に直面する税務問題の一つは、企業所得税及び増値税の観点から見て、この行為は「プロジェクト会社による関連財産権の譲渡」という課税取引に該当するか否かである¹。現時点では、これについて財務部と税務当局から明確なガイドラインが出ておらず、関連の税務処理に一定の不確実性をもたらしている。

実務上では、会計処理（例えば、関連金融資産を貸借対照表に反映するか否か）を参考として判断することができるという観点が存在する。この方法は会計と税務の差異を解消するのに有利であるが、会計上の判断と処理（例えば、金融資産の継続的関与の程度に関する分析など）が複雑で高度な専門知識を要することに留意する必要がある。税務上から見てプロジェクト会社による収益権譲渡を構成するか否かを判断するため、企業所得税と増値税上の取り扱いに関する明確なガイドラインの必要性は考慮に値する問題である。

¹ 留意点として、PPP プロジェクトに関する契約書において、「プロジェクト会社は取得した特許経営権を第三者に譲渡してはならない」と約定するのが一般的であるが、プロジェクト会社は資産証券化の過程で、会計上或いは税務上において特許経営権の譲渡と見なし処理を行う必要が生じる可能性がある。このことが PPP プロジェクトの資産証券化に影響を与えるか否かについては、観察が待たれる。

For more information, please contact:

Global Business Tax Services
National Leader
Shanghai
Vivian Jiang
Partner
Tel: +86 21 6141 1098
Email: vivjiang@deloitte.com.cn

Northern China
Beijing
Andrew Zhu
Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China
Shanghai
Jeff Xu
Partner
Tel: +86 21 6141 1278
Email: jexu@deloitte.com.cn

Southern China
Hong Kong
Sam Li
Partner
Tel: +852 2238 7881
Email: samxhli@deloitte.com.hk

Western China
Chongqing
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

(1) 企業所得税

財産の譲渡には当たらないと仮定する場合：プロジェクト会社が資産支持証券あるいは手形の発行を通じて得た資金は、債券の発行を通じて調達する借入金に該当するため、これについて収入を認識し企業所得税を納付する必要がない。資産証券化によって発生する融資コストに対して、どのようにしてプロジェクト会社で損金算入を行うかについては、現時点では明確に規定されていない。また、証券化以降に原資産が生む収入と所得に対して、プロジェクト会社は収入の認識と企業所得税の納付を行う必要がある。

財産の譲渡に当たると仮定する場合：プロジェクト会社が資産支持証券あるいは手形の発行を通じて得た資金は、財産権の譲渡を通じて得る収入に該当するため、財産の譲渡として企業所得税上の処理を行う必要がある。財産譲渡所得に関する収入の認識を行い、企業所得税を納付する。留意すべき点として、多くの PPP プロジェクト会社は公共インフラプロジェクトやエコ・省エネ・節水プロジェクトに関与しているが、プロジェクト会社による財産権の譲渡所得について企業所得税上の優遇政策の適用を受けられるか否かは、現時点では明確に規定されていない。

また企業所得税の観点から見て、関連の財産権はすでに譲渡されているため、以降原資産が生む収入と所得は、プロジェクト会社で認識を行うべきではないとも考えられる。しかし現行の規定において、資産支持専項計画は独立した納税主体の身分を有しないため、関連収入の認識や原価の控除などといった税務上の事項の取り扱いは、実務上において大きな不確実性がある。

(2) 増値税

財産の譲渡には当たらないと仮定する場合：企業所得税上の取り扱いと類似しており、プロジェクト会社はこの段階で収入を得ていないため、増値税の納税義務が発生しない。また証券化以降の原資産の生む収入に対して、プロジェクト会社で収入を認識し、増値税の納付と発票の発行を行う必要がある。

財産の譲渡に当たると仮定する場合：プロジェクト会社による財産権の譲渡が増値税課税行為に該当する場合、それによって得た収入に対して、規定に従い増値税を納付し、適切な増値税発票を発行する必要がある。そのためプロジェクト会社による財産権の譲渡が増値税課税行為に該当するか否かに関する定義は、その税務処理にとって非常に重要である。

企業会計準則解釈などの関連規定により、実務上この種の財産権は会計帳簿上、「金融資産」或いは「無形資産（特許経営権）」として認識される可能性がある。会計処理を参考として増値税課税行為であるか判断を行う場合

- 1) 関連財産権は「金融資産」に該当すると判断される場合：一般的な意味での金融資産の譲渡は「金融業」の増値税課税範囲に含まれるか否かについて、増値税改革に関する現行の規定においては明確に規定されていない。実務上では、「金融サービス-金融商品譲渡」として、差額課税方式で6%の税率に基づき増値税を徴収される可能性は排除できない。
- 2) 関連財産権は「無形資産（特許経営権）」に該当すると判断される場合：現行規定による増値税上の扱いは明確であり、「その他の権益性無形資産の譲渡」として、6%の税率に基づき増値税を納付する。また、当該無形資産の取得時に負担した増値税については、仕入税額控除を行うことができる。

ただしほとんどの場合において、上述の無形資産は実質上、プロジェクト会社が政府出資者にインフラ施設の建設サービスを提供する（或いは建設にかかる資金を負担する）ことで政府から特許経営権を取得するものである。実務では、政府は往々にして、プロジェクト会社に特許経営権を供与する行為について増値税の納付と増値税専用発票の発行を行わないため、プロジェクト会社で実際に仕入控除できる増値税は非常に限られたものとなる。

特許経営権の譲渡に該当すると見なされる場合、証券化以降に原資産の生む収入に対して、理論上は原資産の譲受先が収入の認識、増値税の納付と発票の発行を行う。ただし企業所得税上の取り扱いと類似しているが、原資産の譲受先である資産支持専項計画は独立した納税主体の身分を有しないため、増値税の申告と発票の発行などはどの主体が履行すべきかは、実務において大きな論争と処理上の障害が存在する。

2. 民間出資者における資金回収と収益取得の段階

PPP プロジェクト会社が資産証券化を通じて得た資金は通常、まず融資者に対する元利金の償還に充てられ、残りは民間出資者へ配当されて自己資本回収と収益取得となる。

- 自己資本の回収

民間出資者が PPP プロジェクト会社に投入する資金は、現時点でよく取られる方法は株主の權益性資本（登録資本金と資本積立金を含む）、株主借入金、その他の權益ツール（例えば、永久債）などであるが、投入形式により回収方法が異なる。一般的には、自己資本の回収（収益の取得を含まない）は企業所得税と増値税に関わらないが、実務上における各種資金の投入とその回収は、手続の難易度と融資能力への影響の面で差異が存在する。

- **登録資本金**：登録資本金として投入した資金は、減資を通じて回収する必要がある。実務上では、減資を行うための前提条件は複雑であり、手続面での難易度が高い。
- **資本積立金**：資本積立金として投入した資金は、通常、資本積立金を直接減らすことで回収することができない。実現可能な回収方法の一つとして、資本積立金を以て増資を行い、そこから減資を通じて回収することができるが、手続面での難易度は減資と同様である。
- **株主借入金**：株主借入金として投入した資金は、元本の償還を通じて回収する必要がある。実務では、株主借入金の形で資金を投入する場合、資産負債比率が上昇し、融資面で不利な影響を与える。また株主借入金の形で投入できる金額は通常限られているため、この案が民間出資者に採用されるケースは少ない。
- **その他の權益ツール（例えば、永久債）**：永久債として投入した資金は、永久債の買い戻しを通じて回収する必要がある。伝統的な株主借入金と違って、永久債はプロジェクト会社の貸借対照表において權益性の勘定科目に計上される可能性があるため、資産負債比率と銀行融資の面で不利な影響を受けることを回避できる。

- 収益の取得

民間出資者における収益取得の段階において、税務上、主に民間出資者が PPP プロジェクト会社に投入する資金の性質（持分投資と債権投資のどちらに該当するかの定義）に基づき収益の性質（配当収入と利息収入のどちらに該当するか）を判断し、適用する税務処理を確定する。実務上では、PPP プロジェクトに「持分投資名目の債権投資」などといった両方の特徴が混合したアレンジが存在するため、投入資金に対する性質の判断が複雑になっている。

1) 配当金

企業所得税上、民間出資者の取得する収益が配当収入に該当する場合、公司制企業の形態を取る民間出資者は、居住者企業間の条件に符合する配当金として企業所得税免税の優遇措置適用を受けられる可能性がある。しかし実務上では、多くの民間出資者はパートナーシップ企業（例えば、パートナーシップ企業の形態で設立した PPP 産業基金）を通じてプロジェクト会社の持分を保有しており、その場合、プロジェクト会社からの配当金について上述の免税優遇の適用を受けられず、一連の配当金免税待遇における整合性が取れないことで二重課税のリスクが生じる。

増値税上においては、一般的に配当金に対して増値税を納付する必要はない。

ただし配当金の形で収益を得る民間出資者にとって、プロジェクト会社の帳簿上に配当を行えるほどの可処分利益が存在するか否かに留意する必要がある。欠損の補填や法定積立金の計上などはプロジェクト会社の可処分利益を減少させ、民間出資者が配当金の形で収益を得る能力を制限する。

2) 利息

企業所得税上、民間出資者が取得した利息に対して、一般的に企業所得税を納付する必要がある。民間出資者がパートナーシップ企業を通じて利息を取得した場合、パートナーシップ企業の「先分後税（先に所得を配賦の後、納税を行う）」ルールに従い、利息収入をパートナーとしてパートナーシップ企業から所得を配賦された年度の課税所得額に計上し、納付税額の計算を行う。プロジェクト会社は支払う側として、利息の損金算入限度額について考慮する必要がある。

増値税上の一般的な取り扱いとして、利息収入に対して、金融業に適用される6%の税率に基づき増値税を納付する。実務上では、当該収入が金融業の課税対象である「貸付利息」に該当するか否かの判断が難しい可能性があるが、一般的にはこれが「元本保証型であるか否か」が重要な判断根拠となる。

3. 資産支持証券の保有者における収益取得の段階

資産支持証券の保有者は資産支持証券の売買或いは保有により収益を得ることができる。

資産支持証券の売買を通じて得た収益に対して、通常は証券の保有者が所得税の納付を行い、また「金融商品譲渡」として6%の税率に基づき増値税を納付する必要がある²。

資産支持証券の保有を通じて得た収益に対して、通常は証券の保有者が所得税の納付を行うが、増値税上は「貸付利息」として6%の税率に基づき増値税を納付すべきか否かについては、前述の分析の通り原則として「元本保証型であるか否か」により判断することができる。実務上では、証券化金融商品のアレンジ上、往々にして各種の信用補完措置が存在するため、「元本保証型であるか否か」に基づく判断は一定の困難を伴う可能性がある。

4. その他

我々の実務経験から、PPPプロジェクトにおいて、資産証券化以降に原資産が生む収入（例えば、汚水処理プロジェクトにおける汚水処理費収入、高速道路プロジェクトにおける通行料金収入）に対して、実際には一般に、元来の権益者（即ちプロジェクト会社）がまず原資産関連の取引（例えば汚水処理サービス、高速道路通行サービス）に適用される税率に基づき増値税の納付を行い、残ったキャッシュ・フローから原価と費用を控除した上で資産支持専項計画を通じて証券保有者に対して支払いを行う。この一連の過程において、増値税上の取り扱いについて下記のような具体的な問題が業界の注目を集めている。

1) 原資産関連の取引ごとの収入区分による異なる増値税処理適用の可能性

原資産関連の取引において、原資産の生む収入は複数のサービスから得られる可能性がある。汚水処理プロジェクトを例に挙げると、プロジェクト会社が取得する事業収益補助は往々にして建設、融資、プロジェクト管理などといった複数のサービスの対価である。そのため取引ごとに収入を合理的に区分できれば、収入ごとに適切な増値税税務処理を適用できる可能性がある。

2) 原資産関連の取引と証券保有者に対する増値税の多重課税リスク

前述の通り、原資産関連の取引に対する増値税の課税に続き、証券保有者における収益の取得に対して「貸付利息」として再度増値税を徴収する場合、原資産の生むキャッシュ・フローに対する多重課税が発生し、PPPプロジェクトの資産証券化における投資への魅力が薄れる可能性がある。実務上では、増値税の観点から「対象の財産権が既にプロジェクト会社から資産支持専項計画へと譲渡された」と認定することができ、プロジェクト会社から資産支持専項計画口座へのキャッシュ・フロー上の支払通過アレンジを避ければ、増値税の多重課税処理の解消に有利となる可能性がある。

3) 増値税納税義務者の認定

財政部と国家税務総局が公布した財税[2016]140号通達の規定によれば、資産管理商品の運営過程で発生した増値税の課税行為は、資産管理商品の管理者が増値税の納税義務者となると明確にしている。PPPプロジェクトの資産証券化において、どのようにしてこの規定を適用するか、またどのような影響が生じるかは、まだ不明である。具体的には、原資産関連取引と証券保有者に対して、両方とも資産支持専項計画の管理者が増値税の納税義務者になるか、仕入税額の控除と発票の発行に関する取り扱いなどについては、いずれも明確化が待たれる。

コメント

PPPプロジェクトの投資・融資構造と建設・運営スキームは異なっており、プロジェクト会社における会計処理と資産証券化のスキームに直接的な影響を与えると同時に、プロジェクト会社による原資産の譲渡、民間出資者における証券

² 個人による金融商品の譲渡は増値税免税優遇の適用を受けられる。

化対価の取得、証券保有者における収益の取得などの段階における税務処理にも多大な影響を与える。PPPプロジェクトの資産証券化に関するガイドラインとなる法律がまだ発布されていない現状においては、PPPプロジェクトの資産証券化を進めるにあたって大局的な概念に基づき、具体的なプロジェクトに着眼点を置き、業務の各段階におけるビジネス上と税務上の問題と影響について把握し、分析を行う必要があるため、全体的な税務プランニングは複雑である。企業がPPPプロジェクトの資産証券化への関与する際には、プロジェクトの性質と特徴に関する全面的な理解を深めると同時に、PPPプロジェクトの資産証券化に関する最新の税収政策と優遇措置について十分に把握し、プロジェクトに関する総合的な税務要因の検討を行い、コンプライアンスを確保した上でチャンスを掴み、リスクの低減とコントロールを図ることを推奨する。具体的には以下の点が挙げられる。

- 1、 増値税と企業所得税上において有利な税務処理を出来るだけ多く適用できるよう PPP プロジェクト実施案を作成すると同時に、将来におけるプロジェクトの資産証券化の可能性について十分に考慮し、税務処理の最適化とリスクコントロールの余地を残した証券化スキームを組み立てること。
- 2、 証券化の取引スキームについて慎重にアレンジし、証券化関連の取引にかかる税負担と資産支持証券の存続期間における税負担の低減、及び二重課税リスクの回避若しくはその影響の低減を図ること。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner
Tel: +86 411 8371 2816
Fax: +86 411 8360 3297
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner / Director
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner
Tel: +86 21 6141 1308
Fax: +86 21 6335 0003
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Maria Liang / Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: mliang@deloitte.com.cn
kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Jason Su

Partner
Tel: +86 22 2320 6680
Fax: +86 22 2320 6699
Email: jassu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu / Gary Zhong

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: juszhu@deloitte.com.cn
gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung / Charles Wu

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner
Tel: +852 2852 6538
Fax: +852 2520 6205
Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte Global Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 244,400 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte China The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China’s accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2017. For information, contact Deloitte China.